

■学童保育所の災害発生時等における臨時閉所基準

⑦-2

警戒レベル	避難情報等*	防災気象情報 (洪水の場合)	住民がとるべき行動	学童保育所の対応基準		
				(開所前) ※am6時に判断	(開所後)	
警戒レベル5	緊急安全確保	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害) ・洪水警報の危険度分布(危害切迫)	命の危険 直ちに安全確保!	臨時閉所	臨時閉所 ※急ぎのお迎えを依頼。 保育所周辺の被災状況等によっては、子どもを避難場所に移動させ、避難場所で保護者への引き渡しを行う。	
警戒レベル4	避難指示	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(危険)	危険な場所から全員避難			
警戒レベル3	高齢者等避難	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	危険な場所から高齢者等は避難	開所 ※ただし、以後の事態の悪化(警戒レベルの引き上げ)を考慮し、早めのお迎えを依頼。		
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意)	避難に備え自らの避難行動を確認	開所		
警戒レベル1	早期注意情報	早期注意情報	災害への心構えを高める			

*警戒レベル1, 2は気象庁。3~5は町発令。

〈留意事項〉

- ①臨時閉所の判断は、各学童保育所単位で行う。
避難情報は行政区単位で発令されるため、警戒レベル4以上が発令された行政区が所属する校区の学童保育所を臨時閉所とする。
(例えば、下高橋に警戒レベル4が発令されたら大刀洗学童保育所は臨時閉所。その他の学童保育所は開所とする。)
- ②午前9時の時点で、利用児童がないことが確定できれば臨時閉所することがある。
- ③上記基準等により臨時閉所とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、理事長の判断により、その子どもを受け入れることができる。
- ④上記基準のほか、その運用に当たっては、理事長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況(予見される場合を含む。)、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえで、対応を判断する。また、理事長による判断が困難な場合は、町と協議したうえで、決定することができる。
- ⑤上記警戒レベル3以下であっても、以後の事態の悪化(警戒レベルの引き上げ)を考慮し、臨時閉所を判断することができる。